

室蘭・南条育英会では、高校・高専・専修<専門>・大学（含短大）への進学や現在その学校に在学している生徒・学生で、保護者が室蘭市内に居住し、経済的な理由等により修学が困難な優れた生徒・学生に、奨学金を貸与することにより、次代を担う人材を応援しています。

### ○ 貸与月額

校種	貸与月額
① 高等学校	貸与上限月額は 20,000円
② 高等専門学校	
③ 専修学校<専門>	貸与上限月額は 30,000円
④ 大学(含短大)	

- ◆ 奨学金は、4月から貸与し、偶数月ごとに2カ月分まとめて振り込みます。
- ◆ 奨学金は、原則として在学している学校の最短修業年限まで貸与します。
- ◆ 奨学金の貸付金利は、無利子です。

### ○ 募集期間及び募集人員

【募集期間】 令和4年 **1月4日～3月22日**  
 【募集人員】・高校・高専・専修<専門>  
 ・大学（人数制限をしております）。

### ○ 申し込みに必要な書類

- ★ 室蘭・南条育英会奨学生願書
- ★ 申込み時の学校の学校長推薦書
- ★ 家庭状況調査書
  - ・申込み時の学校の学業成績証明書
  - ・住民票（家族全員）
  - ・源泉徴収票の写（自営の場合「所得税確定申告書」の写）
  - ・進学の場合は合格通知書の写し又は入学許可証の写し等

- ◎ 上記★の用紙は、育英会事務局にあります。
- ◎ 申込みは、直接 育英会事務局に書類持参願います。

### ○ 貸与中の手続き

- ◆ 奨学金の貸与は、「在学証明書」（進級した学年のもの）を育英会に提出することによって継続します。
- ◆ 在学中に休学、退学等何らかの変更が生じたときは、速やかに「奨学生異動届」を育英会に提出することが必要です。
- ◆ 大学院等へ進学の場合、卒業まで奨学金の返還を猶予することができます。

### ○ 返還について

#### 先輩から後輩へ引き継ぐ奨学金

奨学金の貸与が終了すると、返還の義務が生じます。返還金は、後輩奨学生の奨学金として活用されます。

- ◆ 奨学金の貸与が終わると、「奨学金借用証書」及び「奨学金返済誓約書」を提出して返済手続きをします。
- ◆ 返還は、貸与終了後9か月以内に返済を開始し、貸与年数に応じて5～10年以内に完了することになります。
- ◆ 返還は、借りた人が利用している金融機関から育英会口座への自動送金により毎月一定額を返還します。

奨学生の選考は、育英会奨学生選考委員会で行い、3月末頃までに結果をご家庭に通知します。

育英会では、賛助会員（年会費は、一口千円）、寄附金の募集を行っています。皆様からの善意は、奨学金として生徒や学生への支援のために活用されます。

### 公益財団法人室蘭・南条育英会

〒051-0016 室蘭市幸町6番23号（文化センター3階）TEL & FAX 0143-22-2389

月～金曜：AM9：00～PM3：00

休業日：土曜・日曜・祝日

<http://muronan.hp.gogo.jp>